

# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



# 動物の遺棄・虐待は

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態であつて愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



# 動物の遺棄・虐待は

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

● 動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させると、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省

警察庁

# 犯罪です。

# 動物の遺棄・虐待は



罰則が強化  
されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態に愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪です。

# 動物の遺棄・虐待は



罰則が強化  
されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態中で愛  
護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるこ  
と、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設の愛護動物の死体  
が放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪で

罰則が強化  
されました。



# 動物の遺棄・虐待は

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することか困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態下で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、番使  
し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛  
護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるこ  
と、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が  
が放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 動物の遺棄・虐待は

環境省 警察庁



# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



# 動物の遺棄・虐待は

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態であ  
る愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させら  
れ、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体  
が放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく過正を欠いた状態での愛  
護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるこ  
と、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が  
放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼  
養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年  
以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 動物の遺棄・虐待は





# 犯罪です。

# 動物の遺棄・虐待は



罰則が強化  
されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することか困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛  
護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるこ  
と、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体  
が放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪で

罰則が強化  
されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することか困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態であ  
る愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させ  
ること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体  
が放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 動物の遺棄・虐待は



環境省 警察庁

# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



# 動物の遺棄・虐待は

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、番使  
し、その健康及び安全を保持することか困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛  
護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させるこ  
と、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設の他の愛護動物の死体が  
放置された施設であつて自己の管理するものにおいて  
飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 動物の遺棄・虐待は



環境省 警察庁

# 犯罪です。

# 動物の遺棄・虐待は



罰則が強化  
されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪です。

罰則が強化  
されました。



- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 動物の遺棄・虐待は



環境省 警察庁

# 犯罪です。



罰則が強化  
されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第14条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から

# 動物の遺棄・虐待は

環境省 警察庁



# 犯罪です。

# 動物の遺棄・虐待は



罰則が強化  
されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態であ  
る愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させら  
れ、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体  
が放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁



# 犯罪で

罰則が強化  
されました。

# 動物の遺棄・虐待は



- 愛護動物を殺傷した場合  
5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛  
護動物を飼養し、若しくは保管することにより衰弱させる  
こと、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体  
が放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 動物の遺棄・虐待は



# 犯罪です。

- 愛護動物を殺傷した場合は  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合は  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

● 動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し、若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、非せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁

# 犯罪です。

# 動物の遺棄・虐待は



罰則が強化  
されました。

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の懲役または  
500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**

●動物の愛護及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、  
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷を生ず  
るおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為  
をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使  
し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に  
拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態であ  
る愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させら  
れ、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病  
にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこ  
と、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が  
放置された施設であつて自己の管理するものにおい  
て飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者  
は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金に処する。

※令和2年6月1日から



環境省 警察庁